

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北野会（以下「法人」という。）の定款第八条及び、第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等の報酬等の額は、定款第八条及び、第二一条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 役員等がその職務を行うため出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。費用の額は実費とする。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から改定する。

別表1 (役員等の報酬)

業 務 内 容	日 額	
	4 時間未満	4 時間以上
理事会・評議員会等への出席	5,000 円	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円	10,000 円

源泉徴収を行った後の金額とする。